

「新型コロナウイルス感染症への対応について」（お願い）

令和 5 年 3 月 15 日

国立三瓶青少年交流の家

新型コロナウイルス感染症予防のため、宿泊利用者の受入れに当たっては、令和 5 年 3 月 16 日から以下のとおり対応するので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、国や島根県等の要請によっては、変更となることもあるので、あらかじめご了承ください。

1 利用前のお願い

- (1) 利用開始日の 3 日前から、発熱（37.5 度以上又は平熱比+1 度以上）や咳、のどの痛み等の症状があるなど、体調の優れない方は、ご利用を控えてください。
- (2) 利用期間中に必要な数量分のマスクと体温計を持参してください。なお、マスク着用については、令和 5 年 3 月 13 日から国の方針に基づき、団体及び個人の主体的な判断を尊重します。ただし、食事のときは、下記 2 (2)「○食事」のとおり、「食事中以外はマスクを着用」するようにお願いします。
- (3) 団体内で使用する手指消毒液等は、必要に応じて用意してください。

2 利用期間中のお願い

(1) 体調管理について

- 入所手続時に、当日朝の検温結果を含む全員の健康状態について、当施設の「健康調査票」で報告してください。
- 宿泊利用時は、1 日 2 回（就寝前と起床後）の検温結果を含む全員の健康状態について、当施設の「検温確認票」で報告してください。
- 発熱（37.5 度以上又は平熱比+1 度以上）が続いているなど、体調が優れない方は、団体側で帰宅の対応を行ってください。
- 体調面で異常等が見受けられた場合は、体調不良者を宿泊室（「経過観察場所」）に一時待機させたのち、事務室まで相談してください。なお、退所当日の「経過観察場所」については、当施設がご用意します。

(2) 生活について

- 利用期間中は、手洗い、手指消毒の徹底や、適切な距離の確保を行ってください。
- 食事
 - ・食堂入口で、手洗い、手指消毒を確実に行ってください。
 - ・食事中以外はマスクを着用し、食事中やビュッフェレーンでの会話は控えてください。
 - ・食堂内では、食堂職員の案内や掲示物の指示に従ってください。
 - ・食事は、当日の食堂利用人数等によっては個別方式で提供します。
 - ・食堂の利用定員は、原則として最大 130 人までとし、時間帯ごとに割り振ります。入室時間を守り、食事後は速やかに退出してください。
 - ・食堂入口では、密にならないよう協力してください。（食堂入口には、おおむね 30 人までが間隔を空けて並ぶことができます。）
- 入浴
 - ・浴室、脱衣所、体育館と文武伝承館のシャワー室は、定員の半分以下の人数を目安に使用してください。（目安：中浴室 20 人程度 大浴室 30 人程度）
 - ・入浴時間については、時間帯を可能な限り団体ごとに割り振ります。入室時間を守り、入

浴後は速やかに退出してください。

○宿泊室

- ・原則として定員の半分以下で使用してください。定員の半分以下での使用が困難なときも、できる限りゆとりをもって使用してください。 <4人部屋洋室→2人 8人部屋和室→4人 3人部屋→1人>
- ・感染拡大を防止するために使用する寝具を指定していたA・Bの割振については廃止します。
- ・宿泊室は、宿泊人数に余裕をもたせて配室をしているので、各団体において、体調不良者が出た場合の「経過観察場所」を準備してください。
- ・宿泊室では、定期的に換気を行ってください。

○清掃（「クリーンアップタイム」）

- ・清掃は、7時から7時30分までに行ってください。

○「つどい」

- ・「朝のつどい」は、当分の間実施しません。
- ・「夕べのつどい」は、令和5年4月1日からつどいの広場で実施します。（開始時刻17時10分。荒天時は、講堂又は体育館で実施します。）

○「代表者打合せ会」

- ・「代表者打合せ会」は、「夕べのつどい」の再開に伴い、令和5年4月1日から実施しません。

(3) 活動について

- 活動前と活動後に、その都度、手洗い、手指消毒を確実に行ってください。
- 研修室等の活動場所では、適切な距離の確保を行ってください。
- 研修室等の活動場所では、定期的に換気を行ってください。
- 活動プログラムの実施においては、従来どおりに実施できない活動があるので、事前に相談してください。
- 情報交換会等を計画する場合は、当施設が認めた時間、場所、方法に基づいて行ってください。
- 活動終了後は、使用した机、いす、ドアノブ、スイッチ等の共用部分の消毒清掃に協力してください。消毒液と雑巾は、事務室で貸し出します。

3 利用後のお願い

- (1) 利用後5日以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された方やその疑いのある方が発覚した場合は、速やかに当施設まで連絡してください。
- (2) 利用期間中に、体調不良等により帰宅した方がいる場合は、帰宅後の経過（診断結果等）について、当施設まで連絡してください。

- ・令和2年6月1日策定
- ・令和2年6月18日一部改訂
- ・令和2年7月10日一部改訂
- ・令和2年8月25日一部改訂
- ・令和2年10月6日一部改訂
- ・令和2年11月22日一部改訂
- ・令和3年3月6日一部改訂
- ・令和3年7月28日一部改訂

- 令和3年12月1日一部改訂
- 令和4年8月10日一部改訂
- 令和4年11月29日一部改訂
- 令和5年1月20日一部改訂
- 令和5年3月10日一部改訂
- 令和5年3月15日一部改訂